

既存住宅における断熱リフォーム支援事業

補助金の利用にあたり、次のことに注意願います。

★交付決定前に「契約・発注・着工等」を行うと、補助金の交付対象になりません。

※解体工事、足場組立も交付決定前には行わないでください。

★施工前・後写真には、必ず事業番号等を記入した
ボード等を含めて撮影してください。

なお、写真がないと補助金が交付できません。

※施工前写真には交付決定の際にお知らせする「事業番号」を写し込む必要があります。

★出荷証明書は、環境環境財団が指定する様式
(定型様式8)を必ず使用してください。

★定期報告アンケートについて★

補助金を受けた管理組合・居住者等（補助事業者）は事業完了後
2年間、定期報告アンケートを提出する義務があります。

(アンケート結果は環境省に提出されます。)

※交付規程第7条に基づき提出を求めるもので、補助金交付の条件です。

公益財団法人 北海道環境財団 補助事業部

メール (断熱リフォーム) danref_ask@heco-hojo.jp

(居間だけ断熱) ima_ask@heco-hojo.jp

電話：011-206-1573

【受付時間】平日10時～17時

※通話料がかかります

